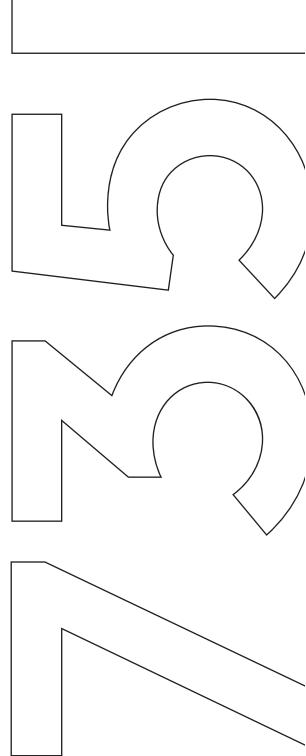


Goodpatch

第10回定時株主総会招集ご通知
株式会社グッドパッチ

**Design
to empower.**



証券コード 7351
2021年11月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区鶯谷町3番3号
株式会社グッドパッチ
代表取締役社長 土 屋 尚 史

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施した上で本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会はインターネットによるライブ中継を行います。株主の皆様におかれましては、3頁に記載の「株主総会オンライン参加のご案内」をご確認の上、事前に議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年11月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2021年11月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	TKPガーデンシティ渋谷 ホールA 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階 （未巻の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役5名選任の件</p> <p>第2号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件</p>

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://goodpatch.com/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記当社ウェブサイトに掲載しております各書類で構成されております。
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://goodpatch.com/ir>）に掲載させていただきます。

株主総会オンライン参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、**ライブ中継上での議決権行使はできませんので、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

また、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

2021年11月29日（月曜日）午前9時30分～株主総会終了時刻まで

2. オンライン参加の方法

当社ウェブサイトIR情報ページ (<https://goodpatch.com/ir>) 内掲載の「第10回定時株主総会オンライン参加のご案内」からアクセスし、必要事項をご入力の上お申込みください。

なお、**お申込みには株主番号が必要になりますので、議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。**後日、視聴手順と視聴URLが送付されます。

受付期間：2021年11月17日（水曜日）午後6時～2021年11月24日（水曜日）午後6時

3. 事前質問の受付について

「第10回定時株主総会オンライン参加のご案内」では、参加のお申込みと併せまして、事前質問もお受けいたします。ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、頂戴したご質問のすべてを受け付け、回答することはいたしかねる場合があります。

4. オンライン参加に関する注意事項

- ・オンライン参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、オンライン参加の株主様につきましては、**当日の議決権行使、会社法上のご質問、動議を承ることはできません。**
- ・オンライン参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様ご本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・オンライン参加に対応している言語は日本語のみとなりますのでご了承ください。
- ・通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止などの障害が発生する可能性がございます。当社としては、これらの障害によってオンライン参加株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役計5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号1

再任

つちや なおふみ
土屋 尚史

(1983年8月3日生)

■所有する当社の株式数 3,000,040株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2006年9月	イデアキューブ株式会社（現 株式会社 ブランジスタ） 入社	2011年9月	当社創業 代表取締役社長CEO（現任）
2007年9月	株式会社フィードフォース 入社	2015年5月	Goodpatch GmbH Managing Director（現任）
2008年10月	株式会社ZEEK 入社	2021年2月	WED株式会社 社外取締役（現任）
2011年4月	btrax Inc 入社		

■重要な兼職の状況

- ・ Goodpatch GmbH Managing Director
- ・ WED株式会社 社外取締役

■取締役候補者とした理由

土屋尚史氏は、当社の創業から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社経営における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。またUI/UXデザインそのものの知見だけでなく、当該業界全体を俯瞰した大所高所の視点を持ち、現に当社の持続的な成長を牽引する原動力として、企業価値最大化のための経営戦略を推進し貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号2

再任

じつ かた ぼ り す
實方 ボリス (1985年12月1日生) ■所有する当社の株式数 40,000株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2013年6月 当社 入社	2015年11月 当社 取締役 (現任)
2015年5月 Goodpatch GmbH Managing Director (現任)	2020年9月 当社 グローバル戦略管掌 (現任)

■重要な兼職の状況

Goodpatch GmbH Managing Director

■取締役候補者とした理由

實方ボリス氏は、ヨーロッパにおけるUI/UXデザイン及び事業戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、現にドイツ子会社のManaging Directorを兼職することでグローバル戦略を統括するほか、VR/AR環境を利用したデザインソフトウェアの開発を推し進めるなど、当社の持続的成長に貢献しました。またその経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号3

再任

まつおか たけし
松岡 毅

(1973年4月11日生)

■所有する当社の株式数

32,700株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1997年4月	プライスウォーターハウスクーパース コンサルタンツ株式会社	入社	2015年7月	株式会社リブセンス	入社
2001年8月	朝日アーサーアンダーセン株式会社	入社	2017年2月	当社	入社
2003年9月	モビーダエンターテインメント株式会社	入社	2018年8月	当社	執行役員 Design Division 管掌 (現任)
2013年2月	NHN PlayArt株式会社 ソーシャルゲーム事業	執行役員	2020年9月	当社	Goodpatch Anywhere Division 管掌 (現任)
			2020年11月	当社	取締役執行役員 (現任)

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

松岡毅氏は、Design Division及びGoodpatch Anywhere Division管掌として、日本におけるUI/UXデザイン及び事業戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、現に事業戦略を統括することで、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号 4

再任

まきしま としゆき
榎島 俊幸

(1974年8月17日生)

■所有する当社の株式数

680株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1998年 4 月 特殊技研工業株式会社 入社	2019年 2 月 当社 入社
2002年 9 月 株式会社GABA 入社	2019年 9 月 当社 執行役員 管理部管掌
2006年 5 月 株式会社GABA 取締役	2020年11月 当社 取締役執行役員CFO (現任)
2011年 5 月 株式会社ベリー創業 代表取締役	2021年 3 月 当社 管理部管掌 (現任)
2014年 7 月 株式会社ニチイ学館 入社	
2017年12月 株式会社アルファコーポレーション 代表取締役	

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

榎島俊幸氏は、管理部管掌として、金融、投資及び財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、現に当社の財務戦略を統括するほか、内部管理体制の構築、強化施策を推し進めるなど、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号5

再任

山口 拓己

(1974年1月12日生)

■所有する当社の株式数

—

■略歴並びに当社における地位及び担当

1996年4月 山一証券株式会社 入社	2009年5月 株式会社PR TIMES 代表取締役社長（現任）
1997年4月 株式会社ゴルフネットコミュニケーション 入社	2011年6月 株式会社マッシュメディア 代表取締役社長（2020年3月1日株式会社PR TIMESに合併し解散）
1999年10月 アビームコンサルティング株式会社 入社	2020年1月 当社 社外取締役（現任）
2006年3月 株式会社ベクトル 入社	

■重要な兼職の状況

株式会社PR TIMES 代表取締役社長

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口拓己氏は、上場企業での長年の業務執行の経験を有しており、上場企業の経営者として長期にわたり企業経営に深く関与しております。その業務執行、企業経営を中心とした高い見識と豊富な経験を踏まえ、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 土屋尚史氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 山口拓己氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となります。
4. 山口拓己氏は現に当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で法令に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容は後記事業報告35頁「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 山口拓己氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、1年10ヶ月であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は後記事業報告35頁「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あだち さちこ
安達 幸子

(1955年4月14日生)

■所有する当社の株式数

—

■略歴及び当社における地位

1976年 4月 ビクター音楽産業株式会社 入社	2005年 5月 株式会社ジェイプロジェクト 社外常勤 監査役
1985年12月 日本レヂャー開発株式会社 入社	
1992年 3月 ノヴァトレーディング株式会社 取締役 業務部長	2012年 9月 (商号変更) 株式会社ジェイグループ ホールディングス 社外常勤監査役
1996年 8月 株式会社いち花 取締役業務部長	2020年 5月 同社 社外非常勤監査役 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社ジェイグループホールディングス 社外非常勤監査役

■補欠の社外監査役候補者とした理由

安達幸子氏は、長年外食産業にて人材採用・育成マネジメントの実務経験を有しており、また上場企業の社外監査役として長期にわたり企業経営に深く関与しております。社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 安達幸子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達幸子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 安達幸子氏が選任され、社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。安達幸子氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は後記事業報告35頁「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において、年額60,000千円以内、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額20,000千円以内とご承認いただいておりますが、このたび当社では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額等を年額20,000千円以内（ただし、2年分の累計40,000千円以内を一括して支給できるものします。）とするとともに、ストック・オプションの内容について、下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記のストック・オプションの目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案（取締役5名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

新株予約権の上限及びその内容は下記のとおりであります。

1. 新株予約権の数

各事業年度に発行する新株予約権の上限は253個（ただし、2年分累計の場合は506個）とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

5. 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権に係る付与決議の日後2年4ヶ月を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会の決議において定める。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、依然として厳しい状況にある中、ワクチン接種など、その影響の縮小を目指した動きがみられています。日本経済においては、政府による経済対策等により持ち直しの動きが見られましたが、変異株の流行に伴う感染の再拡大により、断続的に緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置が実施されるなど、先行きの不透明な状況は継続しております。加えて、日本企業は、グローバル化、戦略実現のスピードアップ、イノベーション創発、企業間連携の促進、生産性の向上、また、それらを実現するためのテクノロジーの活用といったテーマに直面し、激しく変化する市場環境における経営のあり方そのものの見直しを迫られております。

特に大手企業を中心に、デジタルトランスフォーメーション（DX）（注1）に高い関心が寄せられており、既存のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化の流れが引き続き強いものとなっております。企業は顧客により高い付加価値を提供するため、クラウド等のプラットフォーム、スマートフォンやIoT等の新たなデバイス、AIやブロックチェーン等の新たなテクノロジーを組み合わせたサービスの開発が進められております。

このような事業環境の中、当社グループは「ハートを揺さぶるデザインで世界を前進させる」をビジョンとして掲げ、顧客企業が提供するサービスに期待される価値の創造を支援し、最適なデザインを設計するデザインパートナー事業、そして、自社サービスである「Goodpatch Anywhere」、「ReDesigner」、「Strap」、「Protty」及び「Athena」などのサービスで構成されるデザインプラットフォーム事業を主要事業と位置づけ、相互にシナジーを創出することに注力しながら各事業を推進してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,741,275千円（前連結会計年度比27.9%増）、営業利益406,211千円（前連結会計年度比87.5%増）、経常利益393,907千円（前連結会計年度比85.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は327,653千円（前連結会計年度比51.9%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

① デザインパートナー事業

デザインパートナー事業は、顧客企業の持つ本質的な価値を発見し、その要素を紐解きながら、顧客企業のユーザーが持つ価値観に則して、その価値が適切に伝わるように顧客企業の戦略やブランディング、ビジネスプロセス等も踏まえてデザインを実装していきます。その際に、当社のUXデザイナー及びUIデザイナーが中心となり、顧客企業のプロジェクトチームと一体となって、デザインプロジェクトをリードします。

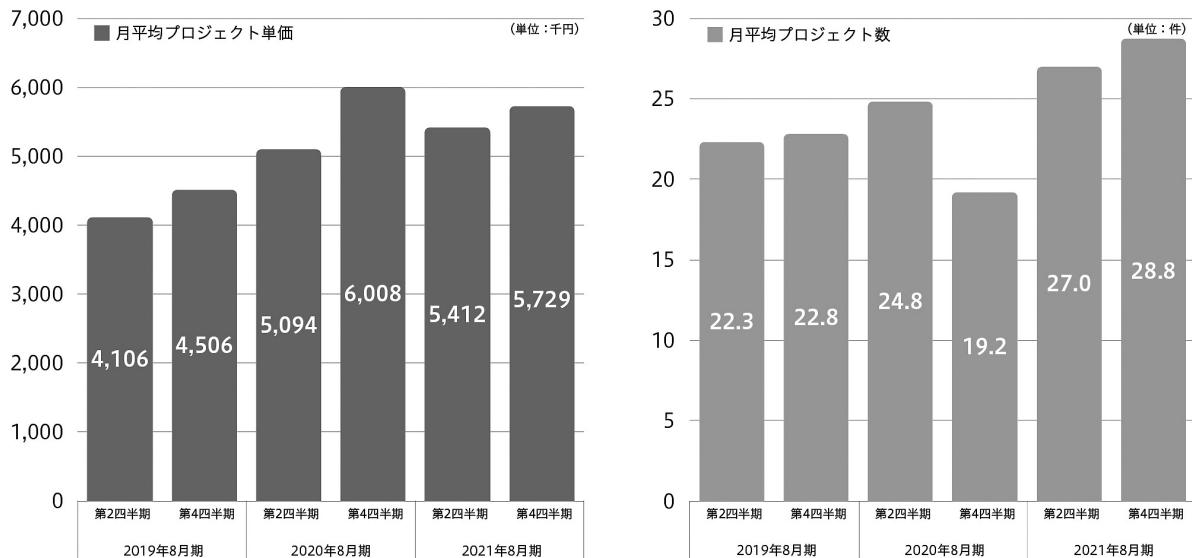
主にWebサイトやアプリケーション等のデジタルプロダクトのデザイン開発を進めたい顧客企業に対しては、顧客企業が必要とするUI/UXデザイン（注2）の実現を支援します。さらにそのようなデジタルプロダクトの実装や開発まで希望する顧客企業に対しては、当社のエンジニアによりアプリケーション開発を行います。そのような過程において、顧客企業は既存ビジネスプロセスをデジタル化し、イノベーションの創出を図ることが可能です。また顧客起点の新たな価値創出のための変革を図りたい顧客企業に対しては新規事業の検証やアイデアを創出するための支援についても行ってまいります。

近年デジタルトランスフォーメーション（DX）が注目を集め、企業がデジタル領域において変革を求められる状況の中で、デザインの持つ役割の重要性は益々高まっており、当社グループにおいても、日本国内を主として、当事業への問い合わせ件数が増加する等、需要の増加が顕著な状況となります。そのような状況の中、当社グループとしては数多くのデジタルデザイン支援の知見を集約し、経験豊富なデザイナーを集め、育成することで、より多くの企業に対して、高品質なデザイン支援を行うことが可能になります。そのため、当社グループはデザイナーの採用活動を積極的に行い、提供リソースであるデザイナー人員を拡大するとともに、より幅広い業種業態の顧客企業に対してデザイン支援するプロジェクト（デザインプロジェクト）を実施してまいりました。

当連結会計年度においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）のニーズの高まりを受け、月平均プロジェクト単価は5,588千円（前連結会計年度比0.6%増 上半期：5,412千円、下半期：5,729千円）となりました。また第3四半期連結会計期間より新規プロジェクトの開始が加速し、月平均プロジェクト件数は27.1件（前連結会計年度比23.3%増 上半期：27.0件、下半期：28.8件）となりました。また、社内デザイン組織のデザイナー数は順調に増加し、当連結会計年度末において122名（前連結会計年度比10.9%増）となりました。

なお、当事業は毎月のデザインプロジェクトの月平均単価とその実施数を目標とする経営指標として設定しており、次のように推移しております。

デザインプロジェクトの単価と実施数の推移



この結果、当連結会計年度におけるデザインパートナー事業の売上高は1,996,191千円（前連結会計年度比26.7%増）、営業利益は364,743千円（前連結会計年度比92.0%増）となりました。

② デザインプラットフォーム事業

デザインプラットフォーム事業は、デザインパートナー事業によって行われるUI/UXデザイン支援を様々な側面からサポートするサービスを提供しております。具体的には、登録した外部デザイナー人材によるフルリモートでUI/UXデザインプロジェクトを実施する「Goodpatch Anywhere」、自社で構築したデザイン人材プールを活用したデザイナー採用支援サービス「ReDesigner」、2020年9月1日に正式リリースしたクラウドワークスペース「Strap」、デザインパートナー事業で培ったナレッジの蓄積をもとにしたプロトタイプングツール（注3）「Prott」及びVR（Virtual Reality：仮想現実）/AR（Augmented Reality：拡張現実）（注4）を活用したデザインツール「Athena」で構成され、それぞれのシナジーを創出し、デザインに関連したビジネスの拡大を行うものとなります。

当連結会計年度において、「Goodpatch Anywhere」は、外部デザイナー人材の登録者数が増加するとともに、デザインプロジェクトの件数が拡大しております。「ReDesigner」は、契約企業数や内定者数が増加し、採用支援実績を積み上げております。「Strap」並びに「Prott」においては、「Prott」のリソースを有効に活用し、「Strap」の機能開発を強化しております。また「Athena」は、カーデザインをVR環境で行うことができるソフトウェアの開発を連結子会社Goodpatch GmbHにて進め、機能拡充を図っております。

この結果、当連結会計年度におけるデザインプラットフォーム事業の売上高は745,083千円（前連結会計年度比31.1%増）、営業利益は41,467千円（前連結会計年度比55.7%増）となりました。

- (注) 1. デジタルトランスフォーメーション（DX）とはDigital Transformationの略語で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客企業や社会ニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを意味します。
2. UI（User Interface/ユーザーインターフェース）とは、「ユーザーがPCやスマートフォン等のデバイスとやり取りをする際の入力や表示方法などの仕組み」を意味します。またUX（User Experience/ユーザーエクスペリエンス）は「サービスなどによって得られるユーザー体験」のことを指します。
3. プロトタイプングとは、最終成果物の試作品を早い段階から作り、改善を繰り返す手法のことを意味します。
4. VRとは、Virtual Reality（仮想現実）の略であり、現物・実物（オリジナル）ではない機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより理工学的に作り出す技術及びその体系を意味します。またARとは、Augmented Reality（拡張現実）の略であり、実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示することで、目の前にある世界を仮想的に拡張するという技術を意味します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は22,756千円でありま
す。その主な内容は、業務で使用するPC等の購入20,301千円であります。

(3) 資金調達等の状況

当社は、2021年2月9日に発行した第6回新株予約権（第三者割当による行使価額修正
条項付新株予約権）の行使により1,259,150千円、銀行借入れにより300,000千円の資金調
達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループとしてとらえている対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① デジタルトランスフォーメーション（DX）におけるプレゼンス向上について

当社グループとしては、社会を変革する巨大企業に成長したベンチャー企業のように、
「デザイン」をビジネスに組み込み、直観的で使いやすいUI及びUXを実現することが競争力
の源泉になると考え、「デザイン」を念頭においたビジネスの設計が今後必要になると認識
しております。

特に、大企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）へのニーズには、急速に
変化する顧客の環境を意識しながら柔軟な思考で最適なサービス設計を行う、というUXに直
結する要素があるため、組織支援やブランディング支援等から「デザイン」の実装プロセス
の導入を進めることもあります。当社グループとしてはこれまでの知見を活かし、「デザイ
ン」が「ビジネス」に直結することの実例を広く市場にアピールし、デジタルトランスフ
ォーメーション（DX）支援を推進してまいります。

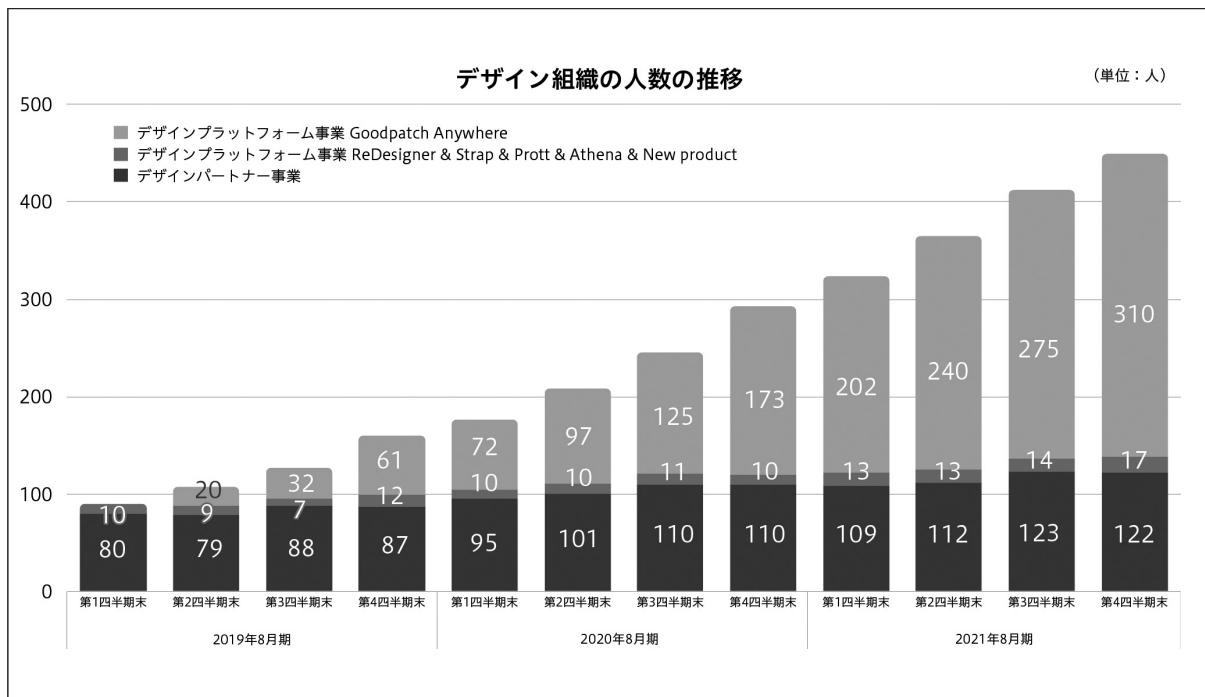
② デザイン組織の成長について

デジタルトランスフォーメーション（DX）への関心が高まる中、デザイン人材の需要が増加し続けており、当社が多面的・長期的なソリューションを提供していくためには、優れたデザイナーとなりうる人材を採用しかつ定着させることができるかが極めて重要な要素と考えております。

デザインパートナー事業においては、デザインスキルを必須とせず、多様な経験を有する人材を広く獲得し、社内にてデザイナーとしてのスキル向上を図るための体系的なデザイン研修を実施しております。また、ミッション、ビジョン、バリューの啓蒙活動を行い、定期的な全社ミーティング・交流イベントを通じて戦略の理解と帰属意識の醸成を図っております。

他方、デザインプラットフォーム事業の「Goodpatch Anywhere」では外部のフリーランス人材の獲得を強化しております。またデザインプラットフォーム事業の「ReDesigner」、「Strap」、「Prot」等にも社内デザイナー・エンジニアが社員として在籍しており、デザインを意識した独自のサービスの開発が行われております。

このように、当社グループでは、デザインパートナー事業の社員デザイナーを中心とした社内デザイン組織と、デザインプラットフォーム事業の「Goodpatch Anywhere」からなる社外デザイン組織を併せ持ち、それぞれの拡大成長を図り、顧客企業のデザインに対するニーズに応えてまいりました。なお、過去3カ年に渡るデザイン組織の人数の推移は次のとおりであります。



③ デザインの深化及び領域の拡張について

AIやIoT等のデジタル技術が実用フェーズを迎え、顧客企業の「デザイン」に対するニーズが多様化した結果、当社グループは、対応する様々なユーザーシーンにおけるデザインノウハウを獲得するとともに、組織としての学習を意識して、デザイナー間で共有できるような仕組みを構築しており、デザイン組織の拡大とデザインプロジェクト（量及び質）の拡大に伴い、「デザイン」の知見をますます蓄積してまいります。

加えて、アプリケーションの開発、クラウドネットワークの構築、並びにマーケティング等のデザインフェーズの下流に位置する機能を強化し、デジタルプロダクトの「デザイン」からシームレスに顧客企業のビジネスの成功を長期的に支えていく方針です。そのため、社内組織の強化だけでなく、他社との事業連携やM&Aの活用を視野に入れつつケイパビリティの拡大に努め、当社グループのデザイン領域を拡張してまいります。

④ ヨーロッパにおける事業展開について

当社グループは、ドイツ子会社を通じてヨーロッパに向けて事業を展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響はヨーロッパ経済に深刻な打撃を与えました。

日本に比して感染者数も多く、ピーク時には厳格なロックダウンが適用されるなど、ビジネス全体が一時停止状態に陥ることも見られましたが、現在に至っては急速に回復し、プロジェクトの獲得が進み収支には改善の兆しが見られております。今後は、より確実な黒字化に向けて、日本側との連携を強化し、さらなるデザインプロジェクトの獲得に努めてまいります。

⑤ デザインプラットフォーム事業の成長について

当社グループは、デザインプラットフォーム事業を、デザインパートナー事業における地位をより強固なものとするための関連事業と位置付けております。「デザイン」のビジネス領域における市場を明確に形成し、そのリーディングポジションを確固たるものとするために、デザインビジネス環境（クラウドソーシングー「Goodpatch Anywhere」）、企業内デザイン人材（デザイナー採用支援サービスー「ReDesigner」）、ソフトウェア（デザインITツールー「Strap」「Prot」 「Athena」）の3領域において以下の取り組みを進めております。

⑤-1 デザインを取り巻く就業環境への取り組み

「Goodpatch Anywhere」では、全国各地に居住するフリーランス等のデザイナーの中からスキルの確かなデザイナーを厳選して、デザイナーを案件毎にパートタイムで採用しております。近年、「働き方改革」など、これまで当たり前であった日本企業の労働環境を大幅に見直す取り組みが進められておりますが、デザイナーについても個々の事情に合った様々な働き方が可能となりつつあります。

そこで当社グループでは、「Goodpatch Anywhere」において、当社グループのリソースを用いて流動的なデザイナー人材を束ね品質管理を行うことによって、企業のニーズを満たすデザインプロジェクトの運営を可能にしました。また、遠隔地におけるメンバーとプロジェクトの場を結びつけるためにオンラインコラボレーションツールを活用し、柔軟な運営態勢を維持しながら組織拡大に努めております。当社グループとしてデザイナーの安定確保、デザイナー側への魅力的なプロジェクトの提供、企業側への柔軟で質の高いプロジェクト提供を可能とし、デザインのプロジェクトの裾野を拡大してまいります。

⑤-2 デザイン人材市場への取り組み

当社グループは、デザイン人材市場へのアプローチとして「ReDesigner」及び「ReDesigner for Student」を展開し、デザイナーという限定された職種に対し、企業からデザイナーの採用支援の依頼を受け、候補者を紹介しております。「デザイン」を取り巻く就業環境をより良いものとするため、引き続き各社のデザイナーの就業環境を整えながらも、デザイナー志望者へ提供する情報の付加価値を高め、採用企業及び求職者の両面で「ReDesigner」の人材ネットワークを拡大してまいります。また、「ReDesigner for Student」は求職者と採用企業を結びつける仕組みとしてソーシャルリクルーティングを採用し、デザイナーのためのリクルーティングサイトとしてUX及びUIの改善を継続的に進め、サービスの強化に努めております。

⑤-3 ソフトウェアへの取り組み

当社グループは、新たに「Strap」というSaaS (Software as a Service) アプリケーションを公開し、「デザイン」で培ったコラボレーションノウハウの社外への浸透を図ってまいります。利用企業は「Strap」によって作業・コミュニケーションの効率化を実現し、共創を通じて新しい価値を生み出します。テレワークが加速し、異なる場所にいるという制約を飛び越えながらプロジェクトを推進することがどの企業でも必要になる今、ホワイトボードを見ながらチーム全員で情報を共有し作業するようなコラボレーション空間をオンラインで実現します。

⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループでは、今後継続的に事業が拡大していく中で、効率的な経営を行うために内部管理体制についてより一層の強化が求められていくものと認識しております。これに対応するため、当社グループでは、各分野に専門性を有した人員を配置し、社内管理体制の強化を図っており、今後においても引き続き充実させていく方針であります。

⑦ デザイン投資について

当社グループは、「ハートを揺さぶるデザインで世界を前進させる」というビジョンの実現を目指し、有望なスタートアップへ出資するとともに、デザインに関する知見を提供することで、出資先の企業の成長をサポートしております。当社グループのデザインパートナー事業におけるデザイン支援の実績を基に、有望な出資先のスタートアップとともにアライアンスを構築し、互いに付加価値を提供しながら成長することで、長期的に企業価値の向上を図ってまいります。

⑧ 新規事業の展開について

当社グループは、企業価値を向上させ、デザインの価値を引き上げるためには事業規模の拡大を図っていくことが必要であると考えております。当社グループは「デザイン」で培ったノウハウを、効果的にビジネスのあらゆる場面に浸透させ、幅広く展開することで、デザインパートナー事業とデザインプラットフォーム事業の事業間シナジーを追求しております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存事業及びサービスの伸長に加えて、新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑨ M&Aを通じたケイパビリティの強化について

当社グループは、社内組織の継続的な強化だけでなく、デザインパートナー事業のケイパビリティの強化（強みの拡大）のために、積極的なM&Aによる戦略的投資を推進し成長を図りたいと考えております。当社グループでは、「当社が持つデザイン領域での強みを拡大させる企業」、「デザイン領域と親和性の高い開発領域の企業」、「顧客サービス運用支援を行う企業」等、初期段階においては様々な切り口で幅広い企業を検討対象としております。今後、これらの方針を基に、プロダクト開発やマーケティング等の領域へ拡大し、顧客企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援してまいります。

⑩ ESGへの取り組みについて

当社グループでは、ESGへの取り組みを促進し、持続可能な事業をデザインの力で前進させたいと考えております。またESGの3つの要素である、環境保護（Environment）、社会的責任（Social）、企業統治（Governance）への取り組みを通じて社会に貢献し、企業価値の向上と持続的成長の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第7期 2018年8月期	第8期 2019年8月期	第9期 2020年8月期	第10期 (当連結会計年度) 2021年8月期
売上高	(千円)	1,371,260	1,683,269	2,143,511	2,741,275
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△11,726	83,678	211,950	393,907
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(千円)	△22,219	57,389	215,734	327,653
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△3.24	8.36	31.14	43.34
総資産	(千円)	775,274	821,642	1,511,281	3,439,635
純資産	(千円)	411,024	463,396	938,493	2,571,263
1株当たり純資産	(円)	59.88	67.51	129.05	324.47

- (注) 1. 当社は、2020年3月17日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を保有する全株主が定款に定める取得請求権を行使したことにより、同日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しておりますが、第7期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
2. 当社は、2020年3月17日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第7期 2018年8月期	第8期 2019年8月期	第9期 2020年8月期	第10期 (当事業年度) 2021年8月期
売上高	(千円)	1,163,040	1,401,731	1,890,929	2,414,414
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△40,072	93,693	269,116	346,730
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△50,528	68,507	216,741	280,503
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△7.36	9.98	31.29	37.10
総資産	(千円)	760,039	800,328	1,387,674	3,275,594
純資産	(千円)	414,889	483,397	959,009	2,542,530
1株当たり純資産	(円)	60.44	70.42	131.87	320.84

(注) 1. 当社は、2020年3月17日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を保有する全株主が定款に定める取得請求権を行使したことにより、同日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しておりますが、第7期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

2. 当社は、2020年3月17日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Goodpatch GmbH	25千 ユーロ	100 %	デザインパートナー事業 デザインプラットフォーム事業
Goodpatch, Inc.	100 ドル	100 %	デザインプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されております。

なお、当社グループの事業区分及び事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要サービス
デザインパートナー事業	UI/UXデザイン、ビジネスモデルデザイン、ブランド体験デザイン、組織デザイン、ソフトウェア開発
デザインプラットフォーム事業	Goodpatch Anywhere、ReDesigner、Strap、Prott、Athena等

(8) 主要な事業所 (2021年8月31日現在)

① 当社

本社 東京都渋谷区

② 連結子会社

Goodpatch GmbH ドイツ
Goodpatch, Inc. 米国デラウェア州

(9) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
デザインパートナー事業	138 (3)	+15 (+1)
デザインプラットフォーム事業	30 (29)	+8 (+7)
全社 (共通)	27 (3)	+2 (+1)
合計	195 (35)	+25 (+9)

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人数であり、臨時雇用者数 (Goodpatch Anywhereに所属する契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員) の平均人数は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が25名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
174 (34)	+31 (+8)	31.5	2.7

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び当社外から当社への出向者を含む就業人数であり、臨時雇用者数（Goodpatch Anywhereに所属する契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員）の平均人数は（ ）内に外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ従業員数が31名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（2021年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	151,657千円
株式会社りそな銀行	149,997千円
日本生命保険相互会社	83,340千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,457,440株
- (2) 発行済株式総数 7,917,280株 (自己株式363株を含む)
- (注) 1. 新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、637,200株増加しております。
2. 2021年1月15日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、7,920株増加しております。
- (3) 株主数 5,061名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
土屋尚史	3,000,040株	37.89%
株式会社ブルーローズ	618,160株	7.80%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	585,000株	7.38%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	307,100株	3.87%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	287,300株	3.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	268,200株	3.38%
岡三オンライン証券株式会社	247,000株	3.11%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	235,200株	2.97%
GOVERNMENT OF NORWAY	101,132株	1.27%
楽天証券株式会社	82,400株	1.04%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (363株) を控除して計算しております。
2. 株式会社ブルーローズは当社代表取締役である土屋尚史が株式を保有する資産管理会社であります。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,380株	2名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 上記は、下記「(6) その他株式に関する重要な事項」に記載の譲渡制限付株式報酬のうち、当社取締役に割り当てられたものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年12月16日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を発行しております。本株式の概要は以下のとおりであります。

	本株式の概要		
払込期日	2021年1月15日		
株式の種類及び数	当社普通株式 7,920株		
発行価額	1株につき2,449円		
発行価額の総額	19,396,080円		
株式の割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く）	2名	1,380株
	執行役員	1名	580株
	従業員	39名	5,960株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年4月30日	2017年7月28日	2018年5月30日
保有者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役2名	当社取締役2名
新株予約権の数	1,875個	580個	680個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式75,000株	普通株式23,200株	普通株式27,200株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 748円 (1株あたり19円)	新株予約権1個あたり 4,411円 (1株あたり111円)	新株予約権1個あたり 6,200円 (1株あたり155円)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
権利行使期間	2017年5月1日～ 2025年4月30日	2019年7月29日～ 2027年7月28日	2020年5月31日～ 2028年5月30日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年11月28日	2019年8月8日
保有者の区分及び人数	当社取締役2名	当社取締役1名
新株予約権の数	800個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式32,000株	普通株式8,000株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 4,591円 (1株あたり115円)	新株予約権1個あたり 9,720円 (1株あたり243円)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
権利行使期間	2020年11月29日～ 2028年11月28日	2021年8月9日～ 2029年8月8日

(注) 社外取締役が保有する新株予約権はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年1月22日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当による行使価額修正条項付第6回及び第7回新株予約権を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。なお、第6回新株予約権は、2021年3月4日をもって全ての行使が完了しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2021年1月22日	
割当日	2021年2月9日	
割当先及び割当方法	野村証券株式会社に対する第三者割当方式	
権利行使期間	2021年2月10日～2024年2月9日	
新株予約権の数	5,090個	2,180個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 509,000株 (本新株予約権1個につき100株)	普通株式 218,000株 (本新株予約権1個につき100株)
新株予約権1個あたりの発行価額	新株予約権1個につき1,129円	
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 3,420円 下限行使価額 2,394円 行使価額は、2021年2月10日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する価額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額となります。	
当事業年度末日までに権利行使された新株予約権の累計個数	5,090個	—
当事業年度末日における権利行使に係る累計の交付株式数	509,000株	—
当事業年度末日までに行使された新株予約権に係る平均行使価額	2,474円	—
当事業年度末日までに行使された新株予約権に係る累計の資金調達額	1,259,150千円	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土屋 尚史	CEO Goodpatch GmbH Managing Director WED株式会社 社外取締役
取締役	實方 ポリス	Goodpatch GmbH Managing Director グローバル戦略管掌
取締役	松岡 毅	Design Division管掌 Goodpatch Anywhere Division管掌
取締役	槇島 俊幸	CFO 管理部管掌
取締役 (社外取締役)	山口 拓己	株式会社PR TIMES 代表取締役社長
常勤監査役 (社外監査役)	佐竹 修	—
監査役 (社外監査役)	佐田 俊樹	株式会社レノバ 社外監査役 株式会社ドラフト 社外監査役 株式会社ほぼ日 社外監査役 株式会社三城ホールディングス 社外監査役
監査役 (社外監査役)	須田 仁之	有限会社スダックス 取締役 弁護士ドットコム株式会社 社外監査役 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査等委員) and factory株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	佐々木 智也	株式会社DGインキュベーション代表取締役社長 株式会社Lang-8 取締役 株式会社D2 Garage 代表取締役社長

- (注) 1. 代表取締役社長土屋尚史氏は、2021年2月1日付で、WED株式会社の社外取締役へ就任しております。
2. 当社は、取締役山口拓己氏、監査役佐竹修氏、佐田俊樹氏及び須田仁之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役佐田俊樹氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役須田仁之氏は、株式会社スタジオアタオの社外取締役 (監査等委員) でありましたが、2021年5月24日付で退任いたしました。
5. 取締役佐々木智也氏は35頁「(2) 当事業年度中に退任した取締役」に記載のとおり退任しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
佐々木 智也	2021年2月12日	辞任	社外取締役 株式会社DGインキュベーション代表取締役社長 株式会社Lang-8 取締役 株式会社D2 Garage 代表取締役社長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の山口拓己氏及び佐々木智也氏並びに社外監査役の佐田俊樹氏及び須田仁之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、社外取締役の佐々木智也氏は、上記「(2) 当事業年度中に退任した取締役」に記載のとおり退任しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社に属する役員、管理職従業員、役員と共同被告になったか、他従業員又は派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員になります。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしております。当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決定により定めております。その概要は以下のとおりであります。

取締役の報酬等は当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上への活動に対して当該取締役の意欲をより高め、かつ適切、公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。

当事業年度においては、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、2020年11月27日開催の取締役会にて個人別の報酬額の具体的内容を決議しており、上記の決定方針に従って取締役会が決定していることから、その内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し譲渡制限付株式を支給することが決議されており、その配分等については取締役会の決定により定めております。なお、当該譲渡制限付株式報酬の総額及び数については、下記「② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、取締役3名（うち社外取締役1名）であります。

また、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内、割り当てる普通株式の総数は年10,887株以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、取締役6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において年額20,000千円以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	4	25,042	24,270	—	772
（うち社外取締役）	（—）	—	—	—	—
監査役	3	9,000	9,000	—	—
（うち社外監査役）	（3）	（9,000）	（9,000）	—	—
合計	7	34,042	33,270	—	772
（うち社外役員）	（3）	（9,000）	（9,000）	—	—

- （注） 1. 社外取締役2名は無報酬であり、上記には含まれておりません。なお、うち1名は35頁「(2) 当事業年度中に退任した取締役」に記載のとおり退任しております。
2. 当社は役員退職慰労金制度を導入しておりません。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、34頁「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当該兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (社外取締役)	山口 拓己	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。
常勤監査役 (社外監査役)	佐竹 修	当事業年度中に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席し、長年の国内外の事業会社での経験で得た見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
監査役 (社外監査役)	佐田 俊樹	当事業年度中に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席し、米国公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
監査役 (社外監査役)	須田 仁之	当事業年度中に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席し、IT業界での企業経営等を通じて培った見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (社外取締役)	佐々木 智也	当事業年度中に開催された取締役会8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。

(注) 社外取締役佐々木智也氏は35頁「(2) 当事業年度中に退任した取締役」に記載のとおり退任しており、退任までに開催された取締役会への出席状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の会計監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や監査品質及び報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社のうち、Goodpatch GmbHはDeloitteの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議の方針に従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定しております。
- ② 取締役及び使用人が遵守すべき具体的行動基準として、必要な規程等を整備しております。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底しております。
- ③ 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築しております。報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。
- ④ 内部監査人は、法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告しております。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図っております。
- ⑤ 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図っております。
- ⑥ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社並びにその子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営管理の意思決定機関として、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに監査役の出席による取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、定例会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
- ② 全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を定め、定期的に目標の達成状況の確認・分析を行い、業績目標の達成を図っております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録は、法令、定款、取締役会規程及び文書管理規程の定めに基づき作成し、適切に保管・管理しております。
- ② 各業務の遂行に伴い職務権限規程に従って決裁される事項については、適切な書面(電子データ含む)によって決裁し、それらを含む情報・文書の取扱は、文書管理規程、情報管理基本規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長が内部監査人を選定し、事務を管掌しております。内部監査人は、内部監査を実施し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法を改訂しております。なお、内部監査人の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に報告し、改善する体制を構築しております。
- ② グループ各社横断的リスクについて、管理部管掌の取締役執行役員CFOの下、管理部が中心となって重要リスクを特定し、代表取締役社長を最高責任者とするリスクマネジメント委員会で審議のうえ、損失の危険に関するリスク対策を講じております。
- ③ 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて改善を実施しております。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定めております。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行については、当社取締役会にて、子会社の取締役から、その職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- ③ 子会社の損失の危険の管理について、子会社にて、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえた規程の整備をしております。
- ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社管理規程を設け、子会社の業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を定めております。

- (6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の取締役等、使用人及び子会社の取締役等は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告しております。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告しております。
 - ③ 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役・使用人に周知しております。
- (7) 監査役職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁しております。
 - ② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置いております。また、取締役と監査役は、その人事について意見交換を行うこととし、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を取締役・使用人に周知しております。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席しております。
 - ② 監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、報告会など、効果的な監査を実施しております。また、監査役と会計監査人は、適時会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

社外取締役1名を含む取締役5名は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の確認、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営にあたっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

(2) 監査役の職務執行

監査役3名(全員社外監査役)は、原則月1回開催される監査役会に出席し、監査役会において定めた監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスクマネジメント委員会、その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社グループの経営状況を監視するとともに内部監査担当及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

当社では、リスクマネジメント規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともにコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、法令違反行為等に関する相談・通報体制(社内通報窓口)を設置して、早期に問題点の検知及び対応を図るよう努めております。

(4) 子会社経営管理

当社グループでは、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社役員から、月次業績や決算報告及び業務上の重要事項等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。

(5) 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するため、代表取締役社長が業務執行ラインからは独立した内部監査担当を任命しております。内部監査担当は、子会社を含む当社グループを対象として法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることの確認を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取り組み

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を「反社会的勢力排除規程」に定め、関係を遮断する体制を構築しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

現時点でいわゆる買収防衛策の導入は検討しておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,136,505
現金及び預金	2,780,074
売掛金	285,207
仕掛品	23,357
前払費用	42,993
その他	4,873
固定資産	303,129
有形固定資産	118,487
建物	23,493
工具、器具及び備品	32,689
使用権資産	62,304
無形固定資産	2,229
商標権	2,229
ソフトウェア	0
投資その他の資産	182,412
投資有価証券	95,933
敷金及び保証金	30,149
繰延税金資産	48,405
その他	7,924
資産合計	3,439,635

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	551,163
買掛金	24,069
1年内返済予定の長期借入金	113,324
未払金	76,008
未払費用	46,801
未払法人税等	59,176
未払消費税等	70,307
前受金	42,703
前受収益	35,602
リース債務	22,278
受注損失引当金	6,333
その他	54,557
固定負債	317,208
長期借入金	271,670
リース債務	45,538
負債合計	868,372
(純資産の部)	
株主資本	2,572,031
資本金	1,235,495
資本剰余金	1,230,495
利益剰余金	106,095
自己株式	△55
その他の包括利益累計額	△3,229
為替換算調整勘定	△3,229
新株予約権	2,461
純資産合計	2,571,263
負債・純資産合計	3,439,635

連結損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,741,275
売上原価		1,011,720
売上総利益		1,729,555
販売費及び一般管理費		1,323,344
営業利益		406,211
営業外収益		
受取利息	17	
補助金収入	2,071	
受取家賃	4,004	
為替差益	1,458	
その他	1,950	9,502
営業外費用		
支払利息	5,424	
株式交付費	7,429	
新株予約権発行費	7,031	
その他	1,921	21,806
経常利益		393,907
税金等調整前当期純利益		393,907
法人税、住民税及び事業税	58,150	
法人税等調整額	8,103	66,254
当期純利益		327,653
親会社株主に帰属する当期純利益		327,653

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	585,190	580,190	△221,557	—	943,822
当期変動額					
新株の発行	9,698	9,698			19,396
新株の発行（新株予約権の行使）	640,607	640,607			1,281,215
親会社株主に帰属する当期純利益			327,653		327,653
自己株式の取得				△55	△55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	650,305	650,305	327,653	△55	1,628,208
当期末残高	1,235,495	1,230,495	106,095	△55	2,572,031

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△5,328	△5,328	—	938,493
当期変動額				
新株の発行				19,396
新株の発行（新株予約権の行使）				1,281,215
親会社株主に帰属する当期純利益				327,653
自己株式の取得				△55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,098	2,098	2,461	4,560
当期変動額合計	2,098	2,098	2,461	1,632,769
当期末残高	△3,229	△3,229	2,461	2,571,263

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,000,801
現金及び預金	2,697,773
売掛金	214,077
仕掛品	23,357
関係会社短期貸付金	21,615
前払費用	41,900
その他	2,075
固定資産	274,793
有形固定資産	44,753
建物	20,103
工具、器具及び備品	24,650
無形固定資産	2,229
商標権	2,229
投資その他の資産	227,809
投資有価証券	95,933
関係会社株式	10
関係会社出資金	49,592
繰延税金資産	48,405
敷金及び保証金	25,944
その他	7,924
資産合計	3,275,594

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	461,393
買掛金	15,264
1年内返済予定の長期借入金	113,324
未払金	75,370
未払費用	31,793
未払法人税等	59,063
未払消費税等	67,182
前受金	42,256
前受収益	35,602
預り金	15,203
受注損失引当金	6,333
固定負債	271,670
長期借入金	271,670
負債合計	733,063
(純資産の部)	
株主資本	2,540,069
資本金	1,235,495
資本剰余金	1,230,495
資本準備金	1,230,495
利益剰余金	74,133
その他利益剰余金	74,133
繰越利益剰余金	74,133
自己株式	△55
新株予約権	2,461
純資産合計	2,542,530
負債・純資産合計	3,275,594

損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,414,414
売上原価		905,800
売上総利益		1,508,614
販売費及び一般管理費		1,146,968
営業利益		361,645
営業外収益		
受取利息	444	
為替差益	1,441	
補助金収入	384	
固定資産売却益	597	
その他	445	3,312
営業外費用		
支払利息	1,893	
株式交付費	7,429	
新株予約権発行費	7,031	
その他	1,873	18,227
経常利益		346,730
税引前当期純利益		346,730
法人税、住民税及び事業税	58,123	
法人税等調整額	8,103	66,226
当期純利益		280,503

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	585,190	580,190	580,190	△206,370	△206,370
事業年度中の変動額					
新株の発行	9,698	9,698	9,698		
新株の発行（新株予約 権の行使）	640,607	640,607	640,607		
当期純利益				280,503	280,503
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	650,305	650,305	650,305	280,503	280,503
当期末残高	1,235,495	1,230,495	1,230,495	74,133	74,133

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	—	959,009	—	959,009
事業年度中の変動額				
新株の発行		19,396		19,396
新株の発行（新株予約 権の行使）		1,281,215		1,281,215
当期純利益		280,503		280,503
自己株式の取得	△55	△55		△55
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			2,461	2,461
事業年度中の変動額合計	△55	1,581,059	2,461	1,583,520
当期末残高	△55	2,540,069	2,461	2,542,530

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月25日

株式会社グッドパッチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 上 淳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊 池 寛 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グッドパッチの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドパッチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月25日

株式会社グッドパッチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村上 淳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドパッチの2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社管掌の取締役、及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月25日

株式会社グッドパッチ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐 竹 修 ㊟

社外監査役 須 田 仁 之 ㊟

社外監査役 佐 田 俊 樹 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

■会場

TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階

TEL : 03-6418-1073



■交通

JR山手線 渋谷駅 東口より徒歩2分

JR埼京線・湘南新宿ライン 渋谷駅 東口、東京メトロ銀座線 渋谷駅より徒歩3分

東京メトロ半蔵門線・副都心線、東急電鉄各線 渋谷駅 B5出口より徒歩5分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止への対応について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施した上で本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・書面(郵送)による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。感染拡大の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合、当社ウェブサイト(<https://goodpatch.com/ir>)にてお知らせいたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。